

○ 保有個人情報の不存在

<p>26-36</p>	<p>答申26(独個)66</p> <p>「本人が特定年金事務所において産業医と面談した内容が記載された文書の不開示決定(不存在)に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> 産業医の相談記録について、法律上及び契約上作成義務はなかったが、諮問庁に、さらに、産業医の産業活動の記録を備忘録のような簡易なものまで作成していないことを確認させた上で、本件対象保有個人情報を保有しているとは認められないとした例 	<p>2 本件対象保有個人情報の保有の有無について</p> <p>(1) 異議申立人が平成22年、年金事務所にて産業医と面談した際の内容が記載された保有個人情報について</p> <p>ア 諮問庁は、理由説明書において、本件に関する医療相談の記録は、安衛法上及び日本年金機構内の規程上作成が義務付けられているものではなく、任意での作成もされていない旨説明する。</p> <p>また、諮問庁が、理由説明書において、面談記録を作成することとしているのは、過重労働による健康障害防止を目的とした安衛法66条の8に係る法令及び当該法令を基に規定している日本年金機構内の規定に該当する場合に限られていると説明している。</p> <p>理由説明書及びその添付資料を確認したところ、上記の説明に不合理な点は認められない。</p> <p>イ そこで、当審査会事務局職員をして、年金事務所における産業医の選任、職務履行の状況などの実態について、諮問庁に確認させたところ、以下のとおりである。</p> <p>(ア) 年金事務所における常時使用する労働者の数は、50人未満であり、安衛法上その選任は義務付けられているものではないが、年金事務所では、嘱託により地元の医師と産業医契約を締結し、その契約書第2条において、その職務内容を「安衛則14条および15条に規定する職務およびこれに付随する職務」としている。</p> <p>(イ) 具体的な産業医の活動の主なものは、年金事務所において、月1回開催される衛生委員会に出席し、健康に関する注意事項などを説示すること、衛生委員会出席の機会に、職場巡視を実施すること、職員からの健康相談がある場合に当該相談対応を行うこと、というものである。</p> <p>(ウ) 年金事務所における、これら産業医の活動において相談記録の作成は平成22年以前には行っていないものである。</p> <p>これは、安衛法上及び産業医契約上も、安衛法66条の8に係る面接指導以外の記録作成義務は明文化していないことによるものである。</p> <p>なお、平成23年以降は、安衛法66条の8に係る面接指導以外の場合であっても相談を実施した際には当該相談記録を必要に応じて作成することとしたものである。</p> <p>(エ) また、平成26年11月12日に、改めて年金事務所から当該産業医に、本件請求人に係る相談対応の事実関係及び記録作成の有無を照会したところ、相談対</p>
--------------	--	---

		<p>応の明確な記憶はなく、記録も作成していないとの回答である。</p> <p>(オ) 一方、平成22年以前、年金事務所では、当該産業医は定期的に毎月第1水曜日に年金事務所へ出勤することとしており、当該出勤日を年金事務所内の行事予定に記載する以外には、当該産業医の産業保健活動について特段の管理は行っていなかった。</p> <p>つまり、年金事務所では、当該産業医の出退勤を管理する帳簿等の書面は有しておらず、また、あらかじめ健康相談等を希望する職員との日程調整を行うためのもの及び相談者、相談者数、相談日、相談時間等健康相談を行った実績を管理することを目的とする記録簿などの書面は備忘録のような簡易な内容のものも含めて、一切作成していなかった。</p> <p>このため、異議申立人が平成22年に産業医と面談したという事実確認を行うことができる帳簿、記録簿などの書面すら存在していないものである。</p> <p>(カ) さらに、異議申立人も、産業医との面談の時期について平成22年とはしているものの、具体的な日時を明らかにしていないので、不存在ということを覆すに足る事情は存在しない。</p> <p>(2) 本件対象保有個人情報の探索について</p> <p>ア 諮問庁は、理由説明書において、年金事務所内を調査したが、本件対象保有個人情報に関する記録は存在しなかった旨説明する。</p> <p>イ そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に探索の詳細を確認させたところ、以下のとおりであり、その探索が不十分であるとは、いえない。</p> <p>(ア) 平成24年4月に、年金事務所の当時の所長、副所長及び適用調査課長により、本件対象保有個人情報が存在した場合に保存することとしている、「健康管理医関係」のキャビネット内を探索したところ、平成23年からの相談ノートは発見したが、同22年当時の資料は存在しなかった。</p> <p>また、再度、平成22年当時の所長、副所長及び庶務の職員等から、同年以前の記録を残していたか確認したが、当該記録を残したという事実はないとの回答であった。</p> <p>(イ) なお、日本年金機構では本件対象保有個人情報を作成した場合には、日本年金機構文書管理規程に基づき、「健康記録」として、厳格に管理し、所長による施錠管理の下、所長室内に設置されている当該キャビネットに、保存年限である5年間保存することになり、保存年限内である中、紛失などは考えられないとの回答であった。</p>
--	--	---

		<p>(3) 上記(1)及び(2)を踏まえれば、本件対象保有個人情報には保有していないとの諮問庁の説明に、特段不自然、不合理な点があるとまではいえない。</p>
<p>5-38</p>	<p>答申5(行個)29及び30</p> <p>「特定課が保有する投書等文書整理簿における特定受付番号に係る本人の保有個人情報の不開示決定(不存在)に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不存在を理由に不開示とした原処分について、法78条7号へを理由に本来存否応答拒否すべきだったとした例 	<p>2 原処分の妥当性について</p> <p>(1) 本件各開示請求は、「人事第二課が保有する特定期間1及び特定期間2における投書等整理簿の特定の受付番号の投書」に係る保有個人情報の開示を求めるものであるところ、本件対象保有個人情報が存在しているか否かを答えることは、特定国税局人事第二課(以下「人事第二課」という。)が、特定の期間における審査請求人を対象とした投書を保有しているという事実の有無(以下「本件存否情報」という。)を明らかにすることになると認められる。</p> <p>(2) 当審査会において、諮問庁から提示を受けた国税庁事務分掌規則を確認したところ、人事第二課は職員の服務に関することを所掌しており、また、特定国税局の「投書取扱要領」を確認したところ、特定国税局に対する投書のうち人事第二課に回付される投書は、職員の非行に関する情報であることが認められる。</p> <p>(3) 上記(2)を踏まえ、本件存否情報の不開示情報該当性について検討すると、本件存否情報は、人事第二課が保有する職員の非行に係る情報把握等に関する手の内情報であり、投書の内容に応じて調査等をしたり、懲戒処分をする必要があることなどを踏まえると、これを明らかにすることにより、投書の対象者において、人事第二課が自身の非行に関する情報を保有しているか否かを知ることによって、懲戒処分の対象となる事実等について証拠を隠滅するなど、投書の対象者による不正な行為を助長するおそれがあることは否定できず、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる。</p> <p>(4) したがって、本件各開示請求については、本件対象保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、法78条7号への不開示情報を開示することとなるため、本来、法81条の規定により開示請求を拒否すべきものであったと認められる。</p> <p>しかしながら、本件においては、処分庁及び諮問庁は、本件対象保有個人情報の存否を明らかにしており、このような場合においては、改めて原処分を取り消して法81条の適用をする意味はなく、本件対象保有個人情報を不開示としたことは、結論において妥当とせざるを得ない。</p>